

保護者の皆さま

茨木市立白川小学校
校長 式田 明子

自然災害時の措置について（改訂版）

茨木市では、地震の発生や気象警報が発表された場合について、次のように定めています。

【 地震発生時の措置 】

◎ 震度 5 弱以上の地震が発生した場合

- ・ 始業前に発生 → 臨時休校
- ・ 授業中に発生 → 授業中止
(学校で待機し、保護者への引き渡しとします)

◎ 震度 4 以下の地震が発生した場合

学校施設の被害状況、通学路の安全状況により、臨時休校の措置をとるかどうかが判断するので、臨時休校の連絡がない限り登校する。

※ 臨時休校の期間は、被害状況により異なるため、学校より連絡します。

【 気象警報発表時の措置 】

茨木市（北大阪）に『暴風警報』『特別警報（大雨・大雪・暴風・暴風雪）』が発表されているとき。および校区内の地域に警戒レベル4「避難指示」（5月20日から変更となりました。これまでの避難勧告のタイミングで発令されます。）以上が発令されているとき次の措置をとります。

① 午前7時の時点で、発表されている場合

- ・ 自宅で待機し、その後のニュースに気をつけてください。

② 午前9時までに解除された場合

- ・ 解除された時点で、安全に注意しながら登校
- ※ 給食があります。（お弁当はいりません）

③ 午前9時の時点で、解除されていない場合

- ・ 臨時休校（登校させないでください）

※登校後に『暴風警報』が発表された場合は、原則としてその時点で下校となります。

※学童保育や放課後子ども教室など学校施設を使ったものも中止になります。